

各種保険料の改定について

注目トピックス

01 | 各種保険料の改定について

平成29年3月より健康保険料と介護保険料が改定されました。また、4月より雇用保険料が改定となる予定です。それぞれ給与計算時に注意が必要です。

特集

02 | 労働時間の適性把握のための

ガイドラインについて

平成29年1月、労働時間の適正な把握のための使用者(企業)向けの新たなガイドラインが策定されました。労働時間にかかる世間の関心が高い中、対策を考える必要があります。

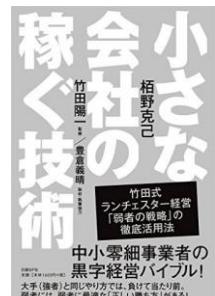
03 | 試用期間についての大きな誤解

新入社員が入社する年度替わりの季節です。新たに雇用した社員に試用期間を設ける場合が少なくありませんが、その意味合いは大きく誤解されがちです。試用期間とはどのような期間でしょうか。

話題のビジネス書をナナメ読み

04 | 小さな会社の稼ぐ技術 (日経BP社)

頑張っているのに儲けが出ない原因はどこにあるのでしょうか?メディアが紹介する経営手法は大企業(強者)用のものばかりで中小零細が取り入れても上手くいきません。本書では業界2位以下の企業を弱者と定義し、ランチエスター戦略を用いた局地戦で大企業に立ち向かう方法を紹介しています。



みよた社会保険労務士事務所より

05 | お問い合わせについて

06 | 近況報告

経営診断ツール

07 | 労働時間の適正把握に関するチェックシート

各種保険料の改定について

平成29年3月より健康保険料と介護保険料が改定されました。また、4月より雇用保険料が改定となる予定です。それぞれ給与計算時に注意が必要です。

はじめに

毎年3月または4月は労働社会保険の保険料が改定される時期です。今年はまず3月に協会けんぽ健康保険料率と介護保険料率が、次いで4月に雇用保険料率が改定されます。以下、保険料変更の理由と合わせて改定内容をお知らせします。

1. 健康保険料および介護保険料の改定

(1) 健康保険料率

協会けんぽの健康保険料率は都道府県ごとに以下のように改定となります。

都道府県	H29.2月分まで	H29.3月分から
福島県	9.90%	9.85%
東京都	9.96%	9.91%
神奈川県	9.97%	9.93%
埼玉県	9.91%	9.87%

協会けんぽの保険料率が都道府県ごとに異なるのは、地域ごとに加入者にかかる「医療費」に差があるからです。高齢者の加入者が多い、所得が低いなどの事情により、相対的に医療費が高くなり、保険料が高くなる傾向があります。ただし、保険料の激変を防ぐために様々な調整をしています。

(2) 介護保険料率

介護保険料率はH29.3月分から1.65%に変わります。

都道府県	H29.2月分まで	H29.3月分から
福島県	1.58%	1.65%

介護保険料率は、介護保険制度全体の収支や今後の給付見通しなどをもとに計算されます。今回は健康保険料率が多くの都道府県で下がった一方、介護保険料率が一律に上がっているため、全体としては保険料負担が微増している地域が多いです。

保険料の変更は「H29.3月分の保険料から」となります。社会保険料は給与の締日に関係なく「歴月単位」でかかります。3月分の保険料を翌月支払の給与から控除している場合は、4月支払給与からの変更となります。保険料変更時期を間違えないように注意してください。

2. 雇用保険料の改定

雇用保険料率についても、平成29年4月から改定になる見通しです。雇用保険については保険料収入と給付費のバランスがよく、積立額も健全であるため保険料率は毎年減少傾向にあります。今年度も保険料率は以下の通り減少となる見通しです。

(1) 加入者から天引きする保険料率

都道府県	H29.3月分まで	H29.4月分から
一般事業	4/1000	3/1000
農林水産・清酒	5/1000	4/1000
建設事業	5/1000	4/1000

(2) 会社が負担する保険料率

都道府県	H29.3月分まで	H29.4月分から
一般事業	7/1000	6/1000
農林水産・清酒	8/1000	7/1000
建設事業	9/1000	8/1000

保険料の変更は「H29.4月分の給与から」となります。雇用保険料は社会保険料と異なり、歴月単位ではなく「労働保険の計算対象となる期間に支払われた実際の給与総額」に対してかかります。自社の労働保険年度更新にかかる計算対象に合わせて、4月分の給与から変更してください。

労働時間の適性把握のため のガイドラインについて

はじめに

平成 29 年 1 月、厚生労働省から「労働時間の適正な把握のための使用者が講すべき措置に関するガイドライン」が公表されました。これは、実際の企業現場で起こっている不適切な労働時間管理を改めさせる狙いがあります。このガイドラインをもとに今後労働基準監督署の立ち入り調査などが強化されていくことが予想されます。以下、このガイドラインについて解説します。

前提

まず前提として、「使用者には労働時間を適正に把握する責務があること」を理解しておく必要があります。労働時間を把握するのは「企業側の」責任であるわけですから、「働く日や時間を自己責任で管理させる」という姿勢自体がガイドライン趣旨から外れるものであるわけです。

適性把握のための措置

労働時間を適正に把握するとは、「労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること」を言います。つまり、毎日「何時に勤務開始して」「途中にどれだけ中抜け時間があって」「いつ勤務終了したか」を記録しつつ、結局日ごとに何時間働いたのかをわかるようにすることを目指します。

そのため、原則として労働時間は「タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること」が求められます。

原則 = タイムカード等
客観性の高い記録方法

そして例外的に条件付きで「自己申告制」による時間管理を認めるという立場をガイドラインは取っています。その条件とは次のようなものです。

平成 29 年 1 月、労働時間の適正な把握のための使用者（企業）向けの新たなガイドラインが策定されました。労働時間にかかる世間の関心が高い中、対策を考える必要があります。

- ・パソコンログや入室記録などの在社時間と自己申告時間がかけ離れていないか、時々実態調査をし、必要に応じて労働時間を補正すること
- ・「残業時間は○時間までしか認めない」など、正確な自己申告を阻害するような措置を設けないこと
- ・自己申告制における記録ルールについて社員に十分な説明をしていること

自己申告による労働時間管理をしている組織においては、前述のような条件を満たしていることを客観的に証明できるよう、次のような書類を作成、周知し、保存しておくほうがよいでしょう。

- ・自己申告の出勤簿の記入方法についての説明会開催記録、出席者名簿（レジュメとしてガイドラインを配る）
- ・定期的に人事労務部門において、パソコンのログの抽出や現場社員への抜き打ちのヒアリングなどを実施した報告書
- ・労働時間が過剰な場合、管理者に対して指示指導を行った指示書

研修時間は労働時間か

今回のガイドラインでは、研修時間について「参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当する」と言及しています。

これは、会社が直接学習を命令している場合ばかりではなく、「受講は自由といいつつ実際は評価に影響するため断れない」「命令はされていないが現場の雰囲気として研修受講が当然とみなされていて受講せざるを得なかった」場合などは労働時間としてカウントされることを指します。朝早くや業務終了後に自発的に学習をする姿勢に対して放置・放任することなく、疲労度を確認しつつ適度な休息ができるようにケアする姿勢が企業側には求められます。

試用期間についての大きな誤解

はじめに

4月は新入社員が入ってくる時期です。新入社員の育成や定着について色々と計画をしている労務担当者の方もいることでしょう。さて、新たに雇用した社員に対して「試用期間」を設けることは一般的ですが、その法律的な意味合いについて正しく理解していないことが多いようです。

新入社員を迎えるこの時期、いま一度試用期間について起きたらちな誤解のポイントと、正しい運用方法について解説します。

試用期間についての誤解 ①

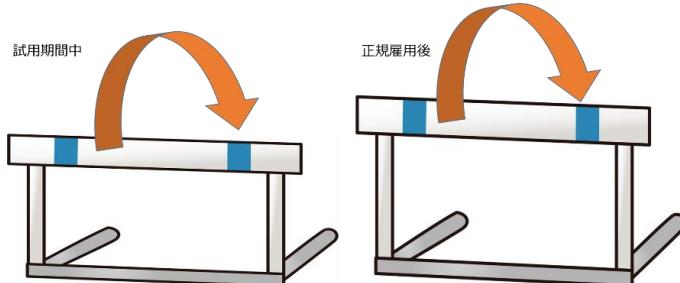
× 試用期間は会社が自由に解雇できる

まず、試用期間中は会社が自由に解雇できると誤解されるケースがありますが、試用期間についても「合理性のない解雇は無効」という労働契約法上の制限はあります。

会社にとっては合理的であっても、世間一般の考え方と照らし合わせて客観的に合理性がない場合は、解雇は無効になってしまいます。

試用期間中は、その『「合理性」のハードルが若干低いに過ぎない』という点に注意しましょう。

解雇の合理性のハードルが若干低い程度



試用期間についての誤解 ②

× 試用期間は解雇の予告がいらない

試用期間中であれば「明日から来なくてもよい、クビだ！」

新たに雇用した社員に試用期間を設ける場合が少なくありませんが、その意味合いは大きく誤解されがちです。試用期間とはどのような期間でしょうか。

と言っていいという誤解もしばしばあります。試用期間であっても30日以上前の予告は必要と考えてください。唯一の例外として、「試用期間中」かつ「採用から14日以内」であれば、その解雇が合理的であったときに予告不要となります。

試用期間についての誤解 ③

× 試用期間と有期雇用契約は同じ

試用期間と有期雇用契約は明確に意味合いが異なります。有期雇用契約が「期間の定めがある」という雇用契約の一種であることに対し、試用期間はある雇用契約期間の初期の一部に「お試し中」というレッテルを貼るという意味合いとなります。

つまり、試用期間のあとも雇用契約は継続する前提になっていると言えます。

有期雇用契約 = 終わりの時期が決まっている

始め

終わり

試用期間 = 雇用契約期間の一部分を「お試し中」と約束する

始め

試用期間3か月

⇒契約上、試用期間終了後も契約期間は継続する前提

正しい運用方法

試用期間について就業規則や雇用契約書に明記することはもちろんのこと、トラブル予防のために最も重要なことは「試用期間中にクリアすべき課題を（できれば数字など客観的なもので）明確にすること」に尽きます。

遅刻・欠勤の回数、レポート提出枚数、ペーパーテストの結果、営業訪問回数や架電数などの客観的数値や、協調性を測るアンケート結果の合格ラインを相手にしっかりと伝えることで、万が一の解雇合理性を補強できるでしょう。

小さな会社の稼ぐ技術

柏野 克己 著

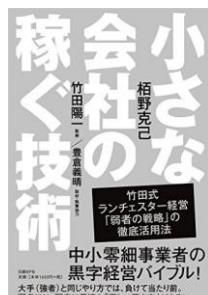
単行本：288 ページ

出版：日経 BP 社

価格：1,600 円（税抜）

はじめに

頑張っているのに儲けが出ない原因はどこにあるのでしょうか？メディアが紹介する経営手法は大企業（強者）用のものばかりで中小零細が取り入れても上手くいきません。本書は中小企業や独立起業の事例研究家である著者による「業界 2 位以下の企業を弱者と定義し、ランチエスター戦略を用いた局地戦で大企業に立ち向かう方法」を紹介しています。



ランチエスター戦略とは

もともとのランチエスター戦略は、イギリス人の航空工学者の研究者 F.W.ランチエスター(1868~1946)が第一次世界大戦のとき提唱した「戦闘の法則」です。これをビジネスに応用し、弱者が強者に勝つためにマーケット全体ではなく、部分的な競争に持ち込むことを目的にしています。

「弱者の戦略」4つのポイント

業界の 2 位以下を「弱者」と定義した筆者による弱者が撮るべき戦略は以下のとおりです。

1. 差別化：弱者は、強い会社と違うことをする
2. 小さな 1 位：弱者は、小規模 1 位、部分 1 位。何かで 1 位
3. 一点集中：弱者は、あれこれしない。1 つに絞る
4. 接近戦：弱者は、エンドユーザーに直接営業する

これに経営の 8 大項目である「商品」「地域」「客層」「営業」「顧客」「組織」「資金」「時間」を組み合わせることによって、小さな 1 位を達成することで、業績改善につながります。

ラーメン博多一風堂の一点突破

ラーメン博多一風堂の河原氏は 44 歳までラーメン店の他に焼肉店、居酒屋、たこ焼き店、カレー店、浄水器販売、

パソコンスクールを展開していました。しかし 44 歳の時にラーメン店以外を廃業し「一点集中」した結果、4 億円だった年商が 200 億を超える結果となりました。

「人には無限の可能性がある。でも、たった 1 つしか選べない」

株式会社力の源ホールディングス 代表 河原成美

成功する商品・サービス

大手が展開する大量生産、大量販売に戦いを挑むことは弱者の戦略に反します。前に取り上げた 4 つのポイントを実現しやすい商品やサービスの分野として、以下が解説されています。

- ・ 手作り、少量生産、オーダーメイド
- ・ 市場が小さい、ニッチ
- ・ 衰退産業
- ・ イメージが悪い、怪しい

本書での事例としては、福岡県にある「人形ごとう」が提供している「写真の顔そっくりの博多人形を作るサービス」が印象的です。43 万 2 千円という、博多人形の相場よりも圧倒的に高額にも関わらず、オーダー待ちの状況。

「手作り・面倒くさい系」と表現されるこういった種類のサービスは、弱者が成功しやすい手法として他業種でも比較的簡単にできる差別化だと筆者は解説しています。

今回、このコーナーでは 2 つの事例しか紹介できませんでしたが、他にも「やすや」や「HIS」などの大手から、「弁当店」「珈琲店」「内装業」「機会販売」「パソコン教室」「健康食品販売」「家具製造」といった中小企業の事例まで多岐にわたって紹介されています。自社に当てはめて考える良いきっかけとなる一冊です。

当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

当事務所へのお問い合わせについて

今月の月刊 社労士みよた+Plus はいかがでしたか？

来月も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

みよた社会保険労務士事務所

所長	御代田 裕介
所在地	〒963-8024 福島県郡山市朝日一丁目 20 番 11 号 オフィスイン 21 305 号
営業時間	平日 9:00～18:00
電話	024-983-0735
FAX	024-983-0736
メール	info@office-miyota486.com

代表よりあいさつ

新年度が始まりましたね。今年も、お花見に行くのが楽しみで、ソワソワし始めています。

先日、同業の社労士さんが主催するセミナーを受講しに、名古屋に行ってまいりました。

「欲しい人材を引き寄せるハローワーク求人の作成支援」という内容で、目から鱗の内容でした。

併せて、初めての名古屋メシを堪能してきました。あんかけスパや味噌煮込みうどんなど、奇抜な発想が癖になりそうです。残念ながら手羽先は食べれませんでした(笑)

求人票の書き方でお困りの経営者様は、お気軽にご相談くださいませ。

労働時間の適正把握に関するチェックシート

労働時間の適正把握に関する現状を記入してください。

以下のチェック項目にお答えいただき、FAXまたはメールにてご返送いただけますと、具体的なフィードバックをいたします。

チェック項目

No	チェック項目	YES	NO
1	労働時間記録方法について選択してください（複数可） <input type="checkbox"/> タイムカード <input type="checkbox"/> 手書きの出勤簿 <input type="checkbox"/> エクセルなどの出勤簿 <input type="checkbox"/> ICカード <input type="checkbox"/> その他（ ） 	—	—
2	労働時間の記録の結果と、実際の拘束時間に差がありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	Q2でyesと答えた方について、その理由として近いものを選択してください <input type="checkbox"/> 掃除や片づけの時間がある <input type="checkbox"/> 閉店間際の来客対応 <input type="checkbox"/> 休憩時間がとれていない <input type="checkbox"/> 終業後にも居残って仕事をしている <input type="checkbox"/> 社員同士でおしゃべりをしている <input type="checkbox"/> 社外を回っているため時間把握ができない <input type="checkbox"/> その他	—	—
4	上司が出勤簿をチェックしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	出勤簿打刻のタイミングを会社が指示したことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	過去に労働基準監督署の調査などで労働時間の長さを指摘されたことがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	パソコンのログ記録などを社員が抜き出せる状況ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

FAXのご返送は **024-983-0736** まで

貴社名		ご担当者名	
ご住所		E-mail	
TEL		ご要望を お書きください	
FAX			